

固定資産現所有者届について

1 現所有者について

- (1) 固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）現在の固定資産課税台帳に登録されている方（以下「台帳上の所有者」といいます。）に課税することになっています。
- (2) 1月1日（賦課期日）以前に台帳上の所有者が死亡している場合には、1月1日現在においてその土地又は家屋を現に所有している方（以下「現所有者」といいます。）が固定資産税の納税義務者となります。（地方税法第343条第2項）
主として相続人がこれに該当します。
- (3) 相続人等が複数名いる場合は、代表者を選んでいただくことになります。（遺産の分割が完了するまでは当該固定資産は相続人全員の共有となります。その固定資産税は相続人全員が連帯して納税義務を負うことになります。）
- (4) 台帳上の所有者が死亡した年内に相続登記等を済ませる方はこの書類を提出する必要はありません。

2 固定資産現所有者届の記載について

- (1) 現所有者代表は、当該固定資産を現に所有している方（相続人等）の中から選んでください。
 - (2) 現所有者の欄には、相続人全員の氏名・住所・台帳上の所有者との関係（配偶者、長男、長女等）を記入してください。
 - (3) 相続放棄している方がいる場合は、備考欄に「相続放棄」と記入してください。
- ※ 詳細は記載例を参照してください。

3 固定資産の名義について

- (1) この届出は、固定資産税の納税等に関する手続きです。
土地又は家屋の所有権の登記名義は変更されません。
- (2) 所有権移転登記（名義変更等）については、下記で手続きしてください。

① 土地及び登記されている家屋 ⇒ 札幌法務局江別出張所（元町 34-1 TEL382-2132）

② 登記されていない家屋（未登記家屋）⇒ 江別市資産税課家屋・償却資産係（TEL381-1404）

※令和6年4月1日から、相続登記の申請が義務化されました。

4 現所有者（代表）の指定について

指定させていただいた期限までに届出がない場合には、当市において現所有者代表を指定し、その方に通知いたします。

※ 固定資産現所有者届を届出する際の添付書類については裏面をご覧ください。

固定資産現所有者届の添付書類について

固定資産現所有者届の提出の際には、該当する事由により次の書類を添付してください。

1 相続人全員が現所有者となる場合（次の2及び3に掲げる以外の場合）

- ・亡くなった方の戸籍謄本（本籍が江別市外にある場合）

2 相続人のうち一部あるいは全員が相続権を放棄している場合

- ・亡くなった方の戸籍謄本（本籍が江別市外にある場合）
- ・相続権を放棄した旨を証する裁判所の相続放棄申述受理通知書等の写し

3 相続人のうち一部あるいは全員が固定資産を贈与している場合

- ・亡くなった方の戸籍謄本（本籍が江別市外にある場合のみ）
- ・遺産分割協議が完了している場合には、遺産分割協議書の写し
- ・贈与を証する書面の写し

4 遺言証書がある場合

- ・遺言証書の写し

5 遺産分割協議書がある場合（相続登記の予定がある場合）

- ・土地及び登記済み家屋については、遺産分割協議書を基に法務局にて相続登記を行うことができます。相続登記等を年内に行う場合は、所有権が移転されますので、この手続きは不要となります。
- ・未登記家屋の名義を変更するには、遺産分割協議書を基に別様式の書類提出が必要になります。詳しくは資産税課家屋・償却資産係（011-381-1404）までお問い合わせ願います。

※ 固定資産現所有者届については、表面をご覧ください。